

## 公益財団法人河野臨牀医学研究所 臨床医学研究支援委員会規程

### 第1条（目的）

本委員会は、公益財団法人河野臨牀医学研究所（以下「当財団」という。）の付属施設で行う臨床医学研究（以下「研究」という。）を統括し、研究内容への支援、研究充実の為の施策、研究の評価、研究指導を行うことで、難病その他治療困難な疾患に対する効率的で質の高い研究の充実を図り、以って医学の発展と健康増進に資することを目的とする。

### 第2条（設置）

理事長の直轄として、臨床医学研究支援委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### 第3条（任務）

委員会は、難病その他治療困難な疾患に対する研究の充実と成果の普及を図ることを任務とする。

### 第4条（所轄業務）

委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる業務をつかさどる。

- 1 研究計画の作成指導に関すること。
- 2 研究計画の事前評価に関すること。
- 3 研究内容、進行のチェックに関すること。
- 4 研究指導・支援に関すること。
- 5 研究成果等の評価に関すること。
- 6 研究充実のための施策に関すること。
- 7 研究年報の発行に関すること。
- 8 その他、研究支援、研究の充実に関すること。

### 第5条（職権の行使）

委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

### 第6条（組織）

委員長は理事長が就任し、委員は研究所所長、常務理事、附属施設長、医療技術部長、財団事務長、看護部部長、その他研究に関する専門知識及び経験を有する者、研究支援施策が企画できるものの中から、幹部会議

の同意を得て、理事長が任命する。事務局担当者は委員の中から理事長が指名する。

#### 第7条（会議）

委員会は委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長、研究所長及び2人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は、出席者委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 必要により、理事長が指名する者を出席させ、意見を聞くことができる。

#### 附 則

- 1 この委員会規程は、平成24年6月1日から施行する。
- 2 年報編集委員会、本委員会が担うことになるので、本委員会施行と同時に解散する。
- 3 財団の名称変更（平成25年4月1日）